

令和4年第4回美幌町議会臨時会会議録

令和4年5月11日 開会

令和4年5月11日 閉会

令和4年5月11日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 承認第 4 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町一般会計補正予算(第 18 号)〕
日程第 4 承認第 5 号 専決処分の承認について〔美幌町税条例の一部を改正する条例制定〕
日程第 5 承認第 6 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町一般会計補正予算(第 19 号)〕
日程第 6 承認第 7 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 7 承認第 8 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)〕
日程第 8 承認第 9 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)〕
日程第 9 承認第 10 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 10 承認第 11 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第 3 号)〕
日程第 11 同意第 3 号 美幌町固定資産評価員の選任について
日程第 12 議案第 30 号 動産の取得について〔グラップル付き油圧ショベル(中古車両)〕
日程第 13 議案第 31 号 令和 4 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 1 号)について
日程第 14 報告第 6 号 専決処分の報告について(町道 1 号道路歩道上の車両破損事故による損害賠償)
日程第 15 報告第 7 号 専決処分の報告について(美幌町立北中学校敷地内の車両破損事故による損害賠償)

○出席議員

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 8 番 岡 本 美 代 子 君 |
| 9 番 稲 垣 淳 一 君 | 10 番 古 舘 繁 夫 君 |
| 11 番 上 杉 晃 央 君 | 12 番 松 浦 和 浩 君 |
| 13 番 馬 場 博 美 君 | 議長 14 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教育委員長	矢萩浩君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	田中三智雄君
総務課長	斉藤浩司君	危機対策課長	弓山俊君
政策課長	沖崎寿和君	財務課長	吉田善一君
町民活動課長	佐久間大樹君	戸籍保険課長	佐々木斉君
税務課長	松尾まゆみ君	社会福祉課長	水上修一君
保健福祉課長	中尾亘君	農林政策課長	橋本勝君
耕地林務主幹	伊藤寿君	みらい農業課長	午来博君
商工観光課長	影山俊幸君	建設課長	森口尚博君
建築主幹	宮田英和君	環境管理課長	鶴田雅規君
上下水道課長	石山隆信君	病院総務課長	以頭隆志君
地域医療連携課長	高山吉春君	事務連絡室次長	横山聖二君
教育部長	遠藤明君	学校教育課長	多田敏明君
学校給食課長	片平英樹君	社会教育課長	立花良行君
スポーツ振興課長	浅野謙司君	博物館課長	鬼丸和幸君
監査委員事務局長	遠國求君	監査委員事務局次長	小室秀隆君

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番木村利昭さん、6番伊藤伸司さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る5月6日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和4年第4回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る5月6日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分承認8件、人事案件1件、議案は動産の取得1件及び補正予算1件、専決処分の報告2件、以上のとおりであります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可していますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長より、提出案件の説明をしたいとの申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和4年第4回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議

員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第18号）については、町道除排雪作業等のため急を要したこと。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年度の町税課税を行うため急を要したこと。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第19号）については、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、事務費繰入金の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）については、終末処理場維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）については、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

以上の理由により、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第3号については、本町固定資産評価員菅敏郎前税務課長が、定年によりその職を辞したことから、後任として松尾まゆ

み税務課長を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第30号は「グラップル付き油圧ショベル（中古車両）」について、見積合わせの結果に基づき取得することについて、議決をいただきたいのであります。

補正予算について。

令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）については、小児科非常勤医師の確保に係る予算の組替えを行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願申し上げます。

◎日程第3 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第3 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の3ページになります。

承認第4号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

4ページをお開き願います。

専決処分書。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第18号）については、町道除排雪作業等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年3月19日付けでございます。

専決内容について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第18号）。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,055万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の14、15ページをお開き願います。

3、歳出になります。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、3、除雪対策事業費の増、燃料費の100万円につきましては、町道の除雪を行う直営車両に係る燃料費の追加になります。

施設維持管理等委託料、除排雪委託料1,050万円につきましては、3月の19日から20日にかけて、急速に発達した低気圧が北海道付近を通過するため、町道の除雪作業に支障を来すことがないように、所要額を追加したところでございます。

次に、12款職員給与費、1項、1目の職員給与費、2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、その他手当50万円につきましては、除雪作業に従事する会計年度任用職員の時間外勤務手当の追加になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の12、13ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金1,200万円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、財政調整基金からの繰入れを行うも

のであります。

なお、参考資料の9ページ、資料2に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、承認第4号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第5号

○議長（大原 昇君） 日程第4 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の17ページになります。

承認第5号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

18ページになります。

専決処分書。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について、令和4年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す

る。

専決日は、令和4年3月31日付でございます。

専決内容について御説明いたしますので、19ページを御覧いただきたいと思っております。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、承認第5号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法等の一部改正に伴いまして、税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、3項目でございます。

1つ目は、国民健康保険税についてであります。課税限度額の改正になります。

基礎課税額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円にそれぞれ上限額を上げます。

2つ目は、固定資産税、都市計画税についてであります。土地に係る負担調整措置の改正になります。

土地に係る固定資産税、都市計画税は、評価額が急激に上昇した場合でも、税額の上昇が緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく負担調整措置が講じられておりますが、今回景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度限りの措置としまして、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とするものでございます。

最後に、その他といたしまして、地方税法の改正に伴う引用条項や字句の整理を行うものでございます。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、令和4年4月1日でございます。

なお、参考資料2ページから8ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思っております。

以上、承認第5号について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） それでは、今の改正内容、国民健康保険税の上限額の変更のところですけど、このことによって、美幌町民、健康保険税を払ってる方に、どのような影響だとか、効果だとか、何が起きるのか、もし分かればお願いします。

○議長（大原 昇君） 税務課長。

○税務課長（松尾まゆみ君） お答えいたします。

今回の国民健康保険の限度額の引上げにつきましては、高い所得がある方に負担能力に応じて応分の負担を求めることによって、所得の大きい、少ないによつての保険料負担の格差を是正するという国の方針に伴う税制改正によるものでございまして、今回の限度額の引上げによりまして、影響がある世帯につきましては、令和3年度を基本に考えますと、限度額を超えて御負担いただいている185世帯が、医療分、介護分、支援分合わせて99万円まで御負担いただいていた部分が、最大で102万円になるというような形になります。

これにより、最大で555万円の保険税の税収の増というような形になるかと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の23ページになります。

承認第6号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

24ページをお開き願います。

専決処分書。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第19号）について、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年3月31日付けであります。

専決内容について御説明いたしますので、25ページを御覧ください。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第19号）。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、起債事業費の確定のほか、繰越明許費及び地方債の補正、年度末

における予算の整理などを行うものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,843万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億3,899万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更及び追加は、第2表繰越明許費補正で御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正で御説明いたします。

それでは、繰越明許費補正から御説明をいたしますので、議案書の32ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正になります。

1段目の2款総務費、1項総務管理費、庁舎改築等事業につきましては、庁舎駐車場整備工事の工期変更に伴い、昨年11月の臨時会で1億2,098万9,000円の繰越明許費を設定いたしましたが、残土処分量の確定等による設計変更が見込まれますので、工事請負費の執行残につきましても予算を繰り越すこととし、補正後の金額を1億2,317万円に変更いたします。

2段目の3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は、コロナ禍の生活が長期化する中、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、国が10万円を支給するもので、年度内に事業が完了しないことから、4,765万3,000円を翌年度に繰越いたします。

3段目、3款民生費、2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、18歳以下の子供1人につき、国が10万円を支給するもので、年度内に事業が

完了しないことから、553万3,000円を翌年度に繰越いたします。

次に、議案書の33ページ、第3表地方債補正になります。

1段目の医療従事者就業支援等補助事業から8段目の住宅リフォーム促進補助事業まで、記載の8件につきましては、いずれも事業費の確定に伴う限度額の変更になります。

なお、令和3年度の地方債の総額につきましては、下段に記載のとおり7億8,992万4,000円となります。

次に、歳出について御説明いたしますので、議案書の56、57ページをお開き願います。

3、歳出になります。

1款議会費、1項、1目議会費、1、議会運営事務費の減、交際費36万5,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種会議などが中止になったことによる予算の整理になります。

なお、今回の補正におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事務事業が中止あるいは縮小され、予算に執行残が生じておりますが、細部の説明につきましては省略をさせていただき、増額追加する予算を中心に御説明をさせていただきます。

次に、2款総務費、1項総務管理費につきましては、次のページ、58、59ページになります。

5目企画費、1、政策推進事業費の増のうち、積立金1,379万円ですが、こちらは令和3年度のふるさと納税の額が確定いたしましたので、ふるさとづくり基金へ積立てを行うための計上になります。

なお、令和3年度のふるさと納税の総額につきましては、1億9,204万4,000円。返礼品などの諸経費を差引き、基金へ積み立てる総額は9,847万6,000円になります。

なお、参考資料9ページ、資料2に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、このページの下段になります。

7目の交通安全費、1、交通安全対策推進事業費の増のうち、積立金の1,000万円につきましては、今回の補正予算に係る余剰金の一部を高齢者等運転免許自主返納報酬などの財源に充てるため、交通安全推進基金へ積立てを行うものになります。

60ページ、61ページになります。

中段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、負担金、道備荒資金組合納付金の1億円につきましては、今回の補正予算に係る余剰金の一部を災害発生などの緊急的な支出に備えるため、北海道備荒資金組合の納付金として積立てを行うものでございます。

道内全ての市町村が加入し、組織される北海道備荒資金組合につきましては、災害に備えるための資金の積立てや積立金の資金運用など、災害応急復旧に係る事務を共同で処理するために設置された一部事務組合であります。

今回の積立て後の美幌町の納付金の総額は、約4億3,000万円になります。

次の積立金4億4,090万8,000円につきましては、寄附金及び今回の補正予算に係る余剰金を財政調整基金等へ積み立てるための計上になります。

まず、寄附金といたしましては、3件ございます。

1点目として、3月の22日、株式会社横山土建様から教育施設の整備充実に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいております。

2点目として、3月の24日、匿名の方々から図書館の蔵書充実に役立ててほしいと3万円を、3月29日、報徳在住の大屋委代様から同じく図書館の蔵書充実に役立ててほしいと1万円を御寄附いただき、

合わせて3件104万円の御寄附がございましたので、財政調整基金に積立ての上、それぞれ御趣旨に沿って活用してまいります。

また、今回の補正予算におきまして、余剰金が発生しておりますので、安定した財政運営を堅持するため、主要3基金へ積立てをいたします。

その内訳でございますが、まず、新型コロナ対策、物価高騰対策をはじめ各種施策を推進するための財源として、財政調整基金に1億3,986万8,000円を積立ていたします。

また、今後の起債の償還財源に充てるため、減災基金に1億円を積立ていたします。

また、将来の公共施設の更新整備に充てるため、公共施設整備基金に2億円を積立ていたします。

あわせて、主要3基金に4億3,986万8,000円を積立ていたします。

続きまして、議案書の62、63ページになります。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業費の増のうち、積立金の1億円ですが、こちらにつきましては、今回の補正に係る余剰金の一部を今後の福祉施策の財源に充てるため、福祉基金へ積立てを行うものでございます。

1番下の5、福祉灯油等助成事業費の減、議案書の64、65ページになりますが、上段の扶助費、福祉灯油等購入費扶助183万円の減でございますが、こちらは実績に基づく予算の整理であります。

燃料価格高騰による生活への影響を踏まえ、高齢者世帯などを対象に1世帯当たり1万円を支給いたしました。支給実績につきましては、1,720世帯となっております。

次の66、67ページにつきましては、事業の実績に基づく予算の整理になりま

す。

続いて、68、69ページになります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1、保健衛生推進事業費の減、補助金、医療従事者就業支援補助金275万1,000円の減につきましては、事業の実績に基づく予算の整理ですが、内訳といたしまして、就業支援補助26名、住宅準備補助4名に対しましてそれぞれ補助金を交付しております。

次に、議案書の70、71ページになります。

2目の予防費、1、感染等予防対策事業費の減、補助金の1行目になります。

新型コロナウイルス感染症検査費用補助金586万円の減でございますが、申請件数700件と見込み、700万円を措置してございましたが、申請実績が114件となりましたので、今回予算を整理いたします。

次に、議案書の72、73ページになります。

下段の6款農林水産業費、1項農業費につきましては、次のページ、74、75ページをお開き願います。

中段になります。

5目畜産業費、3、牧野管理運営事業費の減、業務等委託料、美幌峠牧場預託牛管理業務委託料184万2,000円の減は、町内の畜産農家から預託受入れ実績がなかったことによる減額になります。

次に、76、77ページになります。

2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の減のうち、積立金の39万円につきましては、美幌町が加入する北海道森林バイオマス吸収量活用促進協議会より、カーボンオフセット事業交付金の配分がありましたので、未来への森林づくり基金へ積立てを行います。

議案書の78、79ページをお開き願います。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振

興費、1、商工業振興推進事業費の減は、地方創生臨時交付金を活用して実施した新型コロナウイルス対策関連補助事業の予算の整理になります。

補助金の5行目になりますが、店舗等感染予防対策リフォーム促進支援事業補助金は、11件の申請があり、395万4,000円の補助金を支出しております。

その下の新型コロナウイルス対策中小企業者感染予防支援事業補助金は、

81件の申請があり、補助金の支出総額は、1,111万8,000円でございます。

次に、80ページ、81ページの8款土木費になりますが、こちらは、次のページ82、83ページをお開き願います。

5項住宅費、1目の住宅総務費、1、建築事業費の減、補助金の1行目になります。

住宅リフォーム促進補助金389万2,000円の減ですが、実績に基づく予算の整理になります。

令和3年度の申請件数は、89件でございます。

次に、このページの下段の10款教育費、1項の教育総務費、2目事務局費、1、教育委員会事務局活動事務費の増、積立金の1億円ありますが、こちらは、今回の補正予算に係る余剰金の一部を学校施設の長寿命化に向けた改修経費に充てるため、学校施設整備基金に積立てを行います。

次に、議案書の84、85ページになります。

2項の小学校費、1目学校管理費、1小学校管理事業費の減のうち、積立金45万2,000円につきましては、美幌小学校と東陽小学校の学校林の売却益につきまして、その7割を学校施設整備基金へ積み立てるための予算計上であります。

議案書の86、87ページになります。

4項の社会教育費、2目社会教育振興

費、5、芸術文化振興事業費の増、積立金の500万円につきましては、補正予算に係る余剰金の一部を芸術文化振興基金へ積立ていたします。

議案書の88、89ページは、実績に基づく予算整理になります。

続いて、90ページ、91ページをお開き願います。

12款職員給与費、1項、1目職員給与費、このうち2の会計年度任用職員給与支給事務費の減、4,637万7,000円の減額であります。こちらは実績に基づく予算の整理ですが、主な減額要因といたしましては、外国語指導助手ALT1名が新型コロナの影響で来日ができなかったこと、また、美幌保育園、東陽保育園、学童保育所などにおきまして、保育士を募集いたしました但応募がなく、執行残が発生したものであります。

なお、各保育現場におきましては、シフトの変更や代替保育士による対応により、保育サービスには支障を来しておりませんので、その旨を御報告させていただきます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、38、39ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

まず、1款町税ですが、こちらは現年課税分の確定に伴う予算の整理ですが、中段の4項町たばこ税につきましては、当初予算において、令和3年10月の増税を見据え、売渡し本数の減少を見込みましたが、前年度と同程度の売渡し本数があったことから、今回2,055万6,000円を増額いたします。

下段の2款地方譲与税につきましては、いずれも交付額の確定に伴う予算の整理になります。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

下段になります7款地方消費税交付金で

ありますが、こちらは消費税率10%のうち2.2%が、また、軽減税率8%が適用される場合は1.76%が都道府県と市町村にそれぞれ配分されますが、交付額の確定に伴い、8,342万1,000円が追加交付されたものであります。

次に、42、43ページになります。

中段の12款地方交付税、2億3,328万1,000円につきましては、特別交付税の額の確定に伴う増額になります。

なお、令和3年度に交付された地方交付税の総額は、議案書に記載のとおり、46億6,279万4,000円ですが、その内訳につきまして、普通交付税は42億1,451万3,000円、特別交付税が4億4,828万1,000円です。

次に、44、45ページになります。

下段の16款国庫支出金は、事業費の確定に伴う予算整理であります。一番下の2項国庫補助金につきましては、次の46、47ページに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実績に基づき、交付金の配分調整を行ってございます。

なお、美幌町に配分された臨時交付金の令和3年度の総額は、2億2,651万7,000円となります。

下段の17款道支出金につきましても、事業費確定に伴う予算整理になります。

次に、議案書の50ページ、51ページをお開き願います。

18款の財産収入、1項財産運用収入、2目、1節の利子及び配当金のうち、175万円につきましては、美幌町が森林組合に出資しております2,500万円に対し、7%の配当がありましたので、歳入予算を計上してございます。

次に、2項の財産売払収入、2目、1節の物品売払収入166万円ですが、こちらは除雪ロータリーの更新に伴い、旧車両、平成4年車を売却した代金になります。

その下の3目、1節生産品売払収入152万8,000円は、みらい農業センターにおいて、当初予算に計上した800万円を上回る農産品の売払い実績があったことから、予算を整理いたします。

次の19款寄附金の1項、1目、1節一般寄附金304万4,000円のうち、一般寄附金の増、100万につきましては、3月22日、株式会社横山土建様から教育施設の整備充実に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいているところでございます。

その下のふるさと寄附金の増、204万4,000円につきましては、令和3年度のふるさと納税の額が確定いたしましたので、今回予算を整理いたします。

なお、寄附の最終的な件数は1万5,929件、金額は1億9,204万4,000円であり、前年度から約1億円の増収となります。

次に、中段の20款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節の財政調整基金繰入金6,220万8,000円の減は、今回の補正予算に係る財源調整を、その他の基金繰入金は、事業費確定に伴う予算整理になります。

続いて、52、53ページになります。

22款諸収入、5項の雑入、中段の5目、1節の雑入1,069万9,000円のうち、説明欄の3行目になります。

物品等売払いの増、871万6,000円につきましては、鉄くず、段ボールや新聞紙など、有価資源物の売払い実績に基づく増額になります。

また、説明欄の下から4行目になります。

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料返還金、326万4,000円につきましては、ワクチン接種の予約受付等の業務を933万4,241円で委託いたしました。委託した事業者より不適切な業務運営の事実が判明したため、委

託料の一部を返還したい旨の申出があり、返還金の支払いがあったところでございます。

具体的には、ワクチン接種の電話予約の受付等におきまして、当初の想定を大きく超える入電があり、応答率が極めて低い結果となったことから、受付件数の数値を改ざんし、相応の応答率となるよう、町に対して虚偽の報告がなされていたものであります。

委託期間183日のうち、受付件数の数値が改ざんされていた期間、64日分に相当する委託料として、326万4,435円が返還されたものでございます。

その下の森林組合事業割配当金339万2,000円は、造林や保育間伐などの委託事業につきまして、10%相当額の配当金があったものであります。

下段の23款町債につきましては、第3表地方債補正で御説明したとおり、事業費確定に伴う予算整理になります。

以上、承認第6号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第6 承認第7号専決処分の承認についてを議題としま

す。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の93ページになります。

承認第7号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

94ページになります。

専決処分書。

令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年3月31日付けでございます。

専決内容について御説明いたしますので、95ページを御覧いただきたいと思っております。

令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,212万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,997万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書104、105ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項療養諸費5,947万1,000円の減額と、その下の2項高額療養費1,265万4,000円の減額につきましては、それぞれ一般被保険者への保

険給付費の実績見込額の減少によるものでございます。

その下の3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費及び3項介護納付金につきましては、財源振替になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、102、103ページをお開き願います。

2、歳入。

2款道支出金、1項道負担金7,212万5,000円の減額につきましては、保険給付費の減に伴う保険給付費等普通交付金の減額でございます。

その下、4款繰入金、2項基金繰入金111万7,000円の減額につきましては、その下、7款国庫支出金、1項国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯への減免措置に対する国からの補助金、111万7,000円が増額となることによるものでございます。

なお、補正後の国民健康保険基金の残高につきましては、参考資料9ページに添付させていただいておりますが、2億1,349万2,000円となります。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 103ページの災害臨時特例補助金というのを新型コロナ世帯に対する補助というふうに聞きましたが、実際に補助金の対象になった世帯というのは何世帯あったのか。

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木齊君） 御答弁申し上げます。

国民健康保険税が新型コロナウイルスの影響より減免になった世帯は、20世帯というふうになっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 承認第8号

○議長（大原 昇君） 日程第7 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の109ページになります。

承認第8号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

110ページになります。

専決処分書。

令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、事務費繰入金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年3月31日付でございます。

専決内容について御説明いたしますので、111ページを御覧いただきたいと思っております。

令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正。

第1条につきましては、事項別明細書により御説明いたしますので、議案書116、117ページをお開き願います。

2、歳入。

今回の補正につきましては、5款国庫支出金、1項国庫補助金で、制度改正に伴う周知広報関係の経費に対する国からの特別調整交付金26万1,000円が増額となることから、2款繰入金、1項一般会計繰入金について、26万1,000円の減額を行うもので、予算の総額に増減はございません。

なお、118、119ページの歳出につきましては、財源振替でございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決しました。

◎日程第8 承認第9号

○議長（大原 昇君） 日程第8 承認第9号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端勲君） 議案の121ページをお開き願います。

承認第9号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

122ページでございます。

専決処分書。

令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和4年3月31日付けでございます。

123ページになります。

令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

令和3年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1章、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ4,162万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,395万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回専決処分いたしました補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、そのほかの費用の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、134、135ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会事務費、介護認定調査事務費について、実績に基づく減額でございます。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費から136、137ページ中段の5項特定入所者介護サービス等費まで、主に新型コロナウイルスの影響により、サービス利用実績が減少したことによる給付費等の減額でございます。

その下、3款地域支援事業費1,144万8,000円の減額についてであります。1項介護予防生活支援サービス事業費、次のページの2項包括的支援事業費、任意事業費とも、新型コロナウイルスの影響による事業の中止や縮小による委託料や運動指導業務負担金、配食事業運営委託料の減額でございます。

その下、4款基金積立金につきましては、本補正予算の余剰金を介護保険基金に積み立てるものでございます。

その下、5款諸支出金につきましては、財源振替でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、130、131ページにお戻りいただきたいと思っております。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 135ページ、2項保険給付費のうち施設介護サービス給付事業の減、1,977万2,000円。

たしかこれは、前回の補正の中でも減額になったのですけれど、また今回もなったとなれば、施設、ベッド数の関係で何か動いたのかどうか、詳しく願います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾亘君） 御答弁いたします。

施設介護サービス給付事業の減でございますが、まず3月の部分については、その後の見込みも想定しまして、安全な部分で決算見込みということで減額させていただきました。その後、個別に説明いたしますと、まず介護老人福祉施設。こちらが大きな主なものになりますが、3月補正後から決算に対しまして、1,083万3,000円の減でございます。

当初からの比較になりますが、計画では月112床を見ておりましたが、決算では108床。こちらは町内の特養に限らず、一部でございますが、町外の特養も入っております。

続きまして、介護老人保健施設でございますが、こちら3月の補正から決算までで459万6,000円の減でございます。

こちらにつきましても、当初計画では月92床を見ておりましたが、決算では月平均80床という形になっております。

最後、介護医療院でございますが、こちらも3月の補正後、決算まで304万2,000円の減という形になっております。

こちらは月10床見ておりましたが、決算で平均4.8床という結果になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 3月のときにも確認をとったのですけれど、こういうふうにはベッド数が空くということは、入る人が減ったのか、入れないでいるのか。そうなると、入れない状態なのだと思うのです。

美幌町のみならず、地域の介護の関係がおろそかになるとすれば、やはりきちんと今後の対応、どのようにいけるのか、何か方策でもあれば願います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端勲君） ただいまの施設の利用率の関係でございます。

議員おっしゃるとおり、若干利用率は低い状態にあります。先だって本会議でも御説明いたしましたが、町の立場といたしましては、各事業者とも定期的に面接を行いまして、この施設の有効運用といえますか、ベッドの稼働率ですとかそういった部分について意見交換をしながら、適正な運営に向けて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第10号

○議長（大原 昇君） 日程第9 承認第10号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 議案の143ページをお開き願います。

承認第10号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

144ページでございます。

専決処分書。

令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について、終末処理場維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和4年3月31日付でございます。

145ページを御覧ください。

令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、終末処理場維持管理事業費並びに公共下水道建設事業費の確定などによる減額補正を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,552万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,583万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で御説明申し上げます。

148ページをお開き願います。

第2表地方債補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限度額を1億2,920万円から290万円減額いたしまして、1億2,630万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、154、155ページをお開き願います。

3、歳出。

このページ、公共下水道事務費、終末処

理場維持管理事業費、公共下水道管渠維持管理事業費と公共下水道建設事業費の減は、事業費の確定に伴う執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、152、153ページをお開き願います。

2、歳入。

このページ、下水道受益者負担金の増は、負担区の増による増額であります。

その下、下水道使用料の減は、実績減による減額。

その下、公共下水道事業費補助金の減は、対象事業費の確定による実績減による減額。

その下、一般会計繰入金の減は、今回の補正に伴います財源調整としての減額。

その下、水洗便所改造等資金貸付金償還金の減は、実績の減による減額。

その下、公共下水道債につきましては、第2表地方債において御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第10号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第11号

○議長（大原 昇君） 日程第10 承認第11号専決処分の承認についてを議題と

します。

直ちに提出者の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 議案の159ページをお開き願います。

承認第11号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めますのでございます。

160ページでございます。

専決処分書。

令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）について、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和4年3月31日付でございます。

161ページを御覧ください。

令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、維持管理事業費の確定による減額補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,429万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

170、171ページをお開き願います。

歳出。

このページ、個別排水処理施設維持管理事業費の減は、事業費の確定に伴う執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、168、169ページをお開き願います。

2、歳入。

このページ、一般会計繰入金は今回の補正に伴います財源調整としての減額であります。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第11号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第11 同意第3号

○議長（大原 昇君） 日程第11 同意第3号美幌町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案書の172ページでございます。

同意第3号美幌町固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価員菅敏郎は、定年によりその職を辞したため、次の者を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

氏名、松尾まゆみ。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第3号美幌町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第30号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第30号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 議案書の173ページになります。

動産の取得について御説明申し上げます。

議案第30号動産の取得について、次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の10ページをお開き願います。

資料3、議案第30号関係。

動産の取得について。

今回の動産の取得につきましては、平成15年式の車両の更新で、グラップル付油圧ショベル（中古車両）1台の購入でございます。

納入場所は、美幌町字美富29番地の1。

動産の概要につきましては、記載のとおりでございます。

見積合わせ年月日は、令和4年4月13日。

見積依頼業者は、住友建機販売株式会社でございます。

取得の金額は、1,991万円。

取得の相手方、上川郡当麻町414番地12、住友建機販売株式会社北海道統括部旭川支店、支店長上野雅紀でございます。

契約保証金は免除。

契約年月日につきましては、議決後本契約による。

納入期限は、令和4年12月30日でございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） まず、今回のグループ付油圧ショベルの関係なのですが、購入者が当麻町の住友建機さんということで、この管内に住友の重機が直せる場所があるのかと、多分造園の機械なので、油圧系統がすごく弱いと思うのですが、これについての保証期間が何年ついているのかだけ説明願えればと思います。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤寿君） 先ほどの御質問に対して、回答させていただきます。

まず、こちらの住友建機販売株式会社での購入となったいきさつとしましては、町の指名対象業者で中古車両を取り扱っている対象業者が町内と北見市に6社ございます。そこで、中古車両を探したのですが、車両は見つからず、北海道林業機械化協会のほうに、中古車両の情報提供を依頼いたしました。そこから購入車両を紹介していただきまして、購入ということになりました。

そこで、保証についてと修繕についてなのですが、こちらのほうはただいま

手元に資料ございませんので、後ほど調べた上で回答させていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番古舘繁夫さん。

○10番（古舘繁夫君） この資料を見せていただくと、年式というところに2022年。つまりは新しい。中古と言っても、こういうのがあるのだと思ったのですよ。新古車のようないいものが出たのだという話を、もしされるのであれば聞かせてください。

2022年というのは今年ですよ。

新品だったらどれぐらいするのかなとかいいものが買えたのだなど、今町長大きくなずいたけれども、本当にもうまいことめぐり会って、今まで困ってたけれどもまいのが買えたのだと言ってくれるのであれば、それで結構。

その辺を教えてください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、住友建機でデモ機として購入し、導入された車両がありまして、北海道林業機械化協会さんの紹介で、今回その新古車を購入できることになりました。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第30号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第31号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第31号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案175ページをお開き願います。

議案第31号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、小児科における外来診療について、毎週金曜日の診療を非常勤医師により実施するための費用について、予算の組替えを行おうとするものであります。

第1条、令和4年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の給与費の補正により、職員給与費の既決予定額から510万円を減額し、11億9,976万円にしようとするものであります。

次に、176、177ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

1項、1目給与費の報酬、臨時医師報酬510万円の減額と、3目経費の委託料、小児科診療業務委託料430万円の計上は、小児科常勤医師の業務負担の軽減と町内における小児科専門医による診療の充実のため、当初予算において、常勤医師の診療を補完する非常勤医師の報酬を計上して

いたところですが、その診療対価につきましては、医師への直接支払いから現在所属する医療機関に対し支払うこととなったため、今回報酬から委託料へ予算の組替えを行おうとするものであります。

なお、当初予算では、4月から翌年3月までの12か月間、毎週1回の診療を行うものとして、51回分の報酬を計上しておりましたが、診療開始は、本年6月3日からの毎週金曜日を予定しているため、委託料につきましては、6月から翌年3月までの10か月間の43回分を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第31号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 報告第6号

○議長（大原 昇君） 日程第14 報告第6号専決処分の報告について、御手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第6号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第15 報告第7号

○議長（大原 昇君） 日程第15 報告第7号専決処分の報告について、御手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第7号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第4回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時43分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員